茨城県高等学校文化連盟部会設置及び廃止に関する規則

（目　　的）

１　この規則は，茨城県高等学校文化連盟の部会の設置及び廃止について定めることを目的とする。

（申　　請）

２　部会の設置を希望する場合は，その代表者が申請書（別紙様式１）に当該団体の規約または運営規則を添えて本連盟会長に提出する。

（基　　準）

３　前項で検討される新設の設置は，次の項目のいずれかを満たすものでなければならない。

　(１)　全国高等学校文化連盟に設置されている専門部であり，本県においても活躍が期待されること

　(２)　県内の学校に部・同好会として設置してあり，今後育成していく必要があると認められること

　(３)　県内に設置してある部としては数が少なくても，県大会以上の大会等に参加，活躍していること

（廃　　止）

４　部会の廃止を希望する場合は，その代表者が申請書（別紙様式２）を本連盟会長に提出する。

（承認・決定）

５　部会の設置及び廃止は，理事会での審議を経て，評議員会で承認・決定する。

附則

この規則は，令和元年６月４日から実施する。